令和4(2022)年度 事業計画書

令和 2(2020) 年 1 月に新型コロナウイルス感染症が日本で確認されてから、すでに 2 年が経過しました。 途中幾度となく感染拡大と減少を繰り返し、令和 4(2022) 年 1 月からは第 6 波といわれるオミクロン変異株による感染拡大を受けて、泉大津市でも過去に例を見ない急激な感染拡大となり、当センター会員にも感染者や濃厚接触者が見受けられました。 幸いにも新型コロナウイルス感染症による死亡事案はありませんでした。 なお、累計感染者数(前年度)は、令和 4 年 3 月末現在、全国のシルバーで 2,091(前年度 378)名 死者数 27 名、府内シルバーで 332(同 62)名、また泉大津市全体では 6,552(同 347)名になるなど、全国的に急拡大して大きな影響を受けました。

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が幾度となく発出されて、外出自粛や飲食店に対する時短営業要請などにより社会経済活動は停滞し、社会全体では非正規雇用のみならず正規雇用も含めて12万人を超える解雇や雇い止め(厚労省R3.11)が発生しております。 業種も飲食・観光業にとどまらず、製造業や小売業、サービス業にまで多岐にわたり大きな影響を受けています。

シルバー事業におきましても、発注者側の事業縮小や廃止、また公共関係では施設利用短縮や 学校・園の休業等があって、事業実績は令和2年度に続き令和3年度も大きく減少となりました。

国の高齢化の状況では、令和2年10月1日現在、総人口1億2,571万人に対して65歳以上の人口は3,619万人となり、高齢化率は28.8%と進んでいます。 対して15~64歳の生産年齢人口は7,449万人にすぎず、すでに現役世代2人で高齢者1人を支える状況になっています。 さらに、日本の将来推計人口では今後人口減少が進み、令和35(2053)年には1億人を割り込み、令和47(2065)年には8,808万人まで減少すると推計されるなど、こちらもブレーキがかからない状況にあることから、まだまだ元気なシルバー世代は「支えられる側から支える側へ」の社会を担う役割として大きく期待されています。 すでに70歳迄の雇用努力義務とする法改正が令和3年4月に施行されており、このことが近い将来70歳までの雇用延長義務となると想定されることから、シルバー人材センターへの新規入会者が減少し、事業運営の大きな足かせとならないか危惧されています。 また、消費税インボイス制度(注)問題では、今まで認められていました配分金にかかる消費税額の仕入税額控除が、令和5年10月から段階的に認められなくなることが予定されるなど、シルバー事業運営の存続に関わる大きな問題が間近に迫っています。

世界的な感染が続く新型コロナウイルス感染症については、当センター独自の緊急対策として 地元高級布マスク、不織布マスクを逐次配布するなどにより、感染予防に努めてまいりました。 新型コロナウイルス陽性者は会員数の約1.5%の感染状況にあり、市の7.7%と比較しても皆さん のご協力で低く抑えられています。 引き続いて気を緩めることなく会員皆さんへの感染予防の 周知と感染拡大防止体制の強化を進めてまいります。

このように、シルバーを取り巻く情勢は、必ずしも安定して発展的な事業運営の確保ができる 状況とは言えない非常に困難な状況にあります。 コロナ禍で厳しい経済情勢ですが、「自主・自 立、共働・共助」の理念のもとに、接遇・マナーの向上を図り、発注者の満足度を向上していく ことを推進して、以下の項目を重点に取り組みシルバー事業の発展に邁進してまいります。 [参考] 令和3年版 厚生労働白書、高齢社会白書、 日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)

(注) 消費税インボイス制度とは

「適格請求書等保存方式」といいます。 これまでは課税仕入における仕入税額控除が認められてきましたものが、適格請求書発行事業者以外の仕入税額控除が適用されなくなるものです。

シルバーの場合、配分金には消費税が含まれていますが、会員はほぼ年額1,000万円以下の課税売上高であるため免税事業者と認められてきました。 しかし、インボイス制度導入後は、就業会員が税務署に適格事業者登録を行い各自が消費税納税手続きを取るか、シルバーが代替して消費税納税の負担を行うか等の方法により税額の納税が必要になります。

税額には激変緩和策があり、令和5(2023)年10月の算定消費税額の20%から段階的に引き上げられ、令和11(2029)年10月以降は適格請求書発行事業者との取引以外は税額100%(適用時の消費税率)の負担が生じます。

1. 基 本 方 針

- (1) 就業開拓提供事業の推進
- (2) 普及啓発事業の推進
- (3) 独自事業の検討及び推進
- (4) 研修・講習会事業の推進
- (5) 調査研究事業の実施
- (6) 相談事業の推進
- (7) 安全・適正就業の推進
- (8) 福祉・家事援助サービス事業の推進
- (9) 職業紹介事業の推進
- (10) 労働者派遣事業の推進
- (11) 公益社団法人としての運営の確立と関係団体との連携の強化

2. 事業目標 令和4年度事業目標 R3事業目標 R3事業実績 (達成率) 会 員 数 925 人 918 人 99.8 % 920 人 粗入会率 3.85 % 3.80 % 3.98 % 104.7 % 就業率(派遣含) 85.0 % 85.2 % 71.7 % 84.4 % 就業延人員(派遣含) 100,200 人日 100,000 人日 88,620 人日 88.6 % 契約金額(派遣含) 375,500 千円 375,000 千円 317,560 千円 84.7%

> ※ 令和3年度事業目標値は、新型コロナウイルス感染症の影響により中期計画 値ではなく令和2年度の目標値をそのままスライドしました

令和4年度事業目標値は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中期計画値(令和3年度)の目標値としています

3. 事 業 実 施 計 画

(1) 就業開拓提供事業の推進

就業開拓提供事業はシルバー事業の根幹となる部分であり、請負・委任による就業機会の確保のみならず会員の増強につながるものです。「自主・自立、共働・共助」の理念に基づき、より多くの高年齢者に臨時的かつ短期的又は軽易な業務の就業機会を提供するため、民間事業所・一般家庭をはじめ公共団体等の発注者に対し、役職員だけでなく会員自らも就業開拓を積極的に行う必要が求められています。

- ① 役職員及び会員一人ひとりがシルバーの営業マンとしての認識に立ち、共に力を合わせて就業開拓を推進します。 また、一人でも多くの会員に就業機会の提供ができるように努めるとともに、事業所・一般家庭及び公共への働きかけを強めることにより、新たな就業機会の確保に努めます。
- ② 入会時の研修や各種講習会、また職群別懇談会など、機会毎に接遇マナー・言葉づかい 等についての研修を行うことにより、ただ就業するということではなく、「発注者の高い満足度」を得られるように、「就業の質の向上」を図ります。
- ③ 「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」は、生産年齢人口の大幅な減少のなか、指揮命令のある就業に対して主に派遣契約による就業を行うものです。 令和2年4月から実施の同一労働同一賃金制度に対応しつつ、シルバー労働者派遣事業の就業機会の維持・拡大に努めます。
- ④ シルバー事業の更なる発展のため、若年高年齢者層及び女性高年齢者の入会促進に努め、 新たな就業機会の確保に努めます。

とくに、派遣事業の業務拡大のスタートについては、府内センターと協議して大シ協に 早期導入を強く要請すると共に、就労時間延長となる業務拡大部分の主たる対象者とし て比較的に若年高年齢者層が担うことにより、シルバー事業の活性化に努めます。

(2) 普及啓発事業の推進

普及啓発事業は、シルバー事業の公益性と事業趣旨を広く周知するものです。 「高年齢

者の就業を通じた生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与する」という趣旨を広く周知し、さらなるシルバー事業の拡大推進を図ります。

- ① 会員の社会貢献意識の高揚を図るため、港湾美化清掃ボランティア活動をはじめ地域の諸行事に積極的に参画し、活力ある地域社会づくりに寄与できるように努めます。
- ② 広報・就業開拓委員会等を中心に、就業機会の開拓、会員増強の方策を調査・研究します。
- ③ 市広報紙等の記事掲載や事業特集チラシの挟み込みの活用をはじめ、シルバー事業啓発チラシ等の全戸配布、商工会議所の常設看板、また「FMいずみおおつ」の活用によるタイムリーな情報提供、市内繁華街における事業啓発グッズ配布等、多様な情宣活動を通じてシルバー事業の趣旨・仕組みを広く市民に周知し、役職員だけでなく会員と共に積極的に事業啓発に努め、事業の理解と就業機会の拡大、会員拡充を図ります。
- ④ 市との協定事業である空き家等の適正管理推進事業、墓地の適正管理推進事業については、市固定資産税の納付書送付時に協定事業チラシを同封することや、ふるさと納税のメニューとして周知することにより、市内だけでなく市外の方にもシルバー事業のPRに努めるとともに、府内センターからの問合せに応じて事業の府内拡大に協力します。
- ⑤ 新規入会会員の掘り起こしに努めます。 とくに、潜在的労働力とされている女性高年齢者だけでなく、新型コロナ禍により雇い止めとなった高年齢者の受け皿となるよう周知に努めます。
- ⑥ 会員拡大の一環と会員の福利活動として実施しているグランドゴルフ同好会を通じて、 シルバー事業の普及啓発と会員の健康維持を兼ねたスポーツ推進事業の一環と して会員及び市民に親しまれるシルバー事業として周知に努めます。

(3) 独自事業の検討及び推進

独自事業は、全国の先進的な事業について調査し、採算性を勘案して事業化の可能性を検討します。

- ①「空き家等の適正管理事業」「墓地の適正管理事業」については、市との協定締結をも とに、引き続き市と協働して事業拡大を図っていきます。
- ② 独自事業は、費用対効果や採算性を考慮しながら効果的に事業展開が見込めるものについて全国の先進的な事業を調査して積極的に検討します。

(4) 研修・講習会事業の推進

就業の質の向上によりお客様満足度のアップを図るため、会員のスキルアップを目的とした各種技能研修・講習会を検討します。 また、南部ブロック連絡協議会・大シ協と協力して各種研修・講習会の開催に協力していきます。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を見据えながら、安全に研修・講習会が開催できる環境が整い次第、積極的に実施します。また、IT関連の研修について検討を進めます。

- ① 各種技能研修・講習会を開催し、会員の就業意識の向上とスキルアップを図ります。
- ② 会員研修会等を通じて接遇向上等に関する各種研修・啓発を実施し、会員のスキルアップと就業の質の向上を図り、発注者の満足度向上に努めます。
- ③ 大シ協が主催する高齢者活躍人材確保育成事業や南部ブロック連絡協議会の技能講習会等を積極的に活用するなど、多種多様な技能講習会の機会提供に努めます。
- ④ 会員の高齢化に伴う健康管理について、健康診断の受診勧奨はもちろん、心身の向上の ための講習会等を検討するとともに、日常の軽易な運動を推奨して健康の維持・向上を 図ります。
- ⑤ 会員の I T機器の取扱いについて推進し、将来的にペーパーレス化や経費節減となる基 磁の整備に努めて参ります。

(5) 調査研究事業の実施

高年齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに活力ある地域社会づくりに寄与するため、高年齢者の就業や社会的活動等に関する調査研究を行います。 また、他センターの動向を見ながら、当センターで実施可能な新規事業の開拓に努めます。

- ① 高年齢者の健康維持・増進等に関する調査等を行います。
- ② 高年齢者にふさわしい就労、また地域社会づくりに寄与する事業についての調査研究を行い、先進的な事例については実施の可能性を検討して積極的に視察研修を行うなど、シルバー事業の新たな方向性を模索します。
- ③ インボイス制度について幅広く情報収集を行い、将来的に消費税外税対応を視野に入れた事業体制の構築について調査研究に努めます。

(6) 相談事業の推進

高年齢者に対する就業機会の提供を促進するため、入会説明会をはじめとする各種相談 事業を推進します。

① 入会説明会の際に就業相談を受けるとともに、入会後には予約制の「就業よろず相談日」や「未就業相談日」を設けることにより、より細やかな就業に関する相談に対応します。

ソーシャルディスタンスを確保し人数を限定した入会説明会を複数回実施するなど、 新型コロナ対策の入会説明会を実施します。

- ② 地域班の班長副班長を定期的に交代することでセンター事業を広く知ってもらうとともに細かなことでも相談できる機会の拡充に努めます。
- ③ 公共団体や地域の各種催事に積極的に参加して市民相談コーナーを設置するなど、機会あるごとに就業に関心のある高年齢市民からの相談を受け付けます。

(7) 安全・適正就業の推進

「安全・適正就業推進計画」の実践とともに、「安全と健康はすべてに優先する」を基本として、安全・適正就業委員会を中心に安全・適正就業の推進と交通安全意識の高揚を図り

ます。 また安全・適正就業の徹底と事故撲滅に努め、健康診断受診を勧奨して心身の健康 の維持・向上を推奨します。

- ① 厚生労働省が通知する「適正就業ガイドライン」を周知徹底し、適正就業の実施に努めます。
- ② 安全・適正就業意識の高揚を図るため、安全・適正就業基準の遵守と心構え等の啓発を図ります。
- ③ 年間就業延時間が 1,000 時間未満となるように、長時間就業や長期間同一就業の是正に努め、ワークシェアリングやローテーション就業を推進します。
- ④ 会員の高齢化に伴う急な就業不能事態に対応するため、複数人数によるグループ就業を推進し、会員相互による緊急時の対応強化を図ります。
- ⑤ 高齢者実践体験型交通安全教室への参加や安全・適正就業委員会による巡回訪問、安全・適正就業推進強化月間を実施し、就業中及び就業途上の事故防止に努めます。
- ⑥ 就業内容の精査を行い、受託事業・派遣事業ともに契約の適正化に努めます。
- ⑦ 職種班組織の整備・育成を推進し、安全・適正就業の徹底と会員相互の意思疎通の強化 に努めます。
- ⑧ 市が実施している高齢者の自転車用へルメット購入補助に追加して、当センター独自 の購入補助制度の継続を行い、高年齢者の自転車事故防止を推進します。
- ⑨ 高齢者の車輛運転事故が多発していることから、警察及び市担当課と連携を密にして、 会員の交通安全意識の高揚と、車輛運転技能の維持・向上を図る講習等を実施します。 また、就業途上時の自家用車輛使用の制限について推進します。
- ⑩ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について啓発するとともに、感染時・濃厚接触者時の就業停止の徹底など、感染拡大予防に努めます。

(8) 福祉・家事援助サービス事業の推進

介護保険対象外となる福祉・家事援助サービス事業を推進し、支援を必要とする方への サービス提供に努めていくことにより、地域社会の福祉に貢献するとともに会員の就業機 会の確保・拡大を図ります。

- ① 担当職員及び従事会員の自己研鑽を推進し、スキルアップを図ります。
- ② 介護保険・総合事業の適用にならない支援を要するニーズの確保に努め、新型コロナ 禍における安全確保に留意しながら請負事業を通じた福祉・家事援助サービス事業として日常生活支援の推進を図ります。
- ③ 公共の催事等における育児サポートをはじめ、現役世代をサポートできるよう、行政 との連携を保ちながら事業を推進していきます。
- ④ 市高齢介護課、市福祉政策課及び包括支援センター等と協力し、介護保険対象外でシルバー会員が従事できる日常生活支援事業への協力を呼び掛けます。

(9) 職業紹介事業の推進

臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る雇用による仕事の求人を受理し、雇用

による就労を希望する高年齢者にマッチングする有料の職業紹介事業を推進します。

(10) 労働者派遣事業の推進

大阪府シルバー人材センター協議会泉大津市事務所として、高年齢者の雇用による就業 機会を確保するため、労働者派遣事業を推進します。

- ① 「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」の実施に伴い、就業機会の拡大を図るため、 泉大津市をはじめ市内事業所等への派遣労働の就業開拓活動を行います。
- ② 「同一労働・同一賃金」制度等の関係法令等を遵守し、適正な事務手続きに努めます。
- ③ 平成28年4月の高齢法の改正による就業時間拡大の特例措置となる業務拡大については、新たな就業機会の確保と会員増強対策につながることから、特例措置の早期活用を大シ協に強く要請します。

(11) 公益社団法人としての運営の確立と関係団体との連携の強化

公益目的事業を推進するとともに関係団体との連携を図り、補助金の確保と財政・運営 基盤の安定化を図ります。

- ①「自主・自立、共働・共助」の理念に基づいた事業運営を推進し、「地域社会に信頼され、 貢献する」市民参加型の公益目的事業を推進します。
- ② 役職員を中心に、市・社会福祉協議会・包括支援センター・商工会議所等の関係団体との連携を図るとともに、事業の強化・拡大に努めます。
- ③「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」において、適正就業ガイドラインの遵守を推進するとともに、「同一労働・同一賃金」制度等の法令遵守に努めつつ、派遣契約の維持・確保を図ります。
- ④ 財政規律を遵守し、経費節減に努めてセンターの財政基盤の安定化を図ります。
- ⑤ 消費税インボイス問題については、導入されることを前提とした特定費用準備資金の積 み立て等により巨額になる納税額の事前準備に努めると共に、激変緩和対応策として必 要経費の確保に努めてまいります。
- ⑦ 事業実績の推移や事業内容の変化に応じた事務局人員の増減を柔軟に推進するなど、業務の効率化と経費節減に努め、シルバー事業のさらなる発展を目指します。